

「越後水沢郵便局の再配置に関する具体的要員措置計画に対する意見表明」に対する回答
(JP労組)

要 求	回 答
<p>【総論】</p> <p>1 越後水沢郵便局を廃止し、十日町川治郵便局（仮称）を設置するに至った根拠を示すこと。また、その効果を明らかにすること。</p> <p>【業務】</p> <p>2 2月28日（金）最終営業日後の引継局も含めた業務の引き継ぎ、また、6月1日（月）開局準備等の具体的スケジュールを示すこと。なお、準備段階から社員の時間外労働時間も注視すること。</p> <p>3 廃止に伴い近隣住民への周知について、具体的な方策を示すこと。</p>	<p>1 越後水沢郵便局は、築38年の木造建てであり、耐震性能が不足している状況にあります。現局周辺での移転を検討しましたが、当該郵便局近隣は、世帯数が少なく高齢化が進んでいる地域であり、推計来客者数は17人/日と年々減少傾向にあります。</p> <p>他方、十日町市川治地域は、近年区画整理事業の完成に伴い住宅が多く建設されており、また公共施設や商業店舗も所在している等水沢地域と比べて市場性に優れていることに加え、川治地域には2011年まで簡易郵便局を設置していましたが現在は一時閉鎖中であり、お客さまの需要を十分取り込めていない状況となっています。</p> <p>今般、十日町市川治地域への主要道路沿いに条件の良い物件を確保できる見込みとなったことから、地域全体の郵便局の利便性向上及び収益増加を目的として、郵便局を再配置するとともに、経営資源の有効活用を図り、一層の損益改善を推進するため、越後水沢郵便局を再配置元として廃止するものです。</p> <p>2 事務の引継ぎについては、廃止から再配置まで一定期間空いていることから、円滑な引継ぎを行うため、現局からの事務引継局を設置し、対応することとします。</p> <p>具体的な引継ぎに当たっては、現局から引継局、引継局から新局、それぞれの事務を洗い出し、スケジュール化して取組むこととし、現在作成中のため、確定次第、改めて説明を行います。</p> <p>開局準備の作業は、原則、勤務時間内に行うこととし、できる限り時間外労働にならないよう指導していきます。</p> <p>3 越後水沢郵便局の廃止に伴い、ご利用いただいているお客さまに対しては、「郵便局閉店のお知らせ」を支社で作成し、当該</p>

【要員】

4 十日町川治郵便局（仮称）における期間雇用社員の雇用計画について、明らかにすること。また、新たに雇用する場合は、業務がスムーズに進められるよう事前研修を行うこと。

【その他】

5 3月1日以降の社員の所属について明らかにすること。また、人事評価については、年度途中での郵便局の廃止となることから、社員に不利益のない評価方法とするとともに、丁寧な説明を行うこと。

6 廃止郵便局および設置郵便局の各種目・指標のあり方について、明らかにすること。

局掲示板に1月以降掲示します。

また、近隣住民への周知については、地域の区長に情報提供するとともに、区長からの要望があった場合は、回覧板等により周知する予定としています。

4 越後水沢局を本務として雇用している期間雇用社員に対して、本人希望を踏まえて対応することとし、その他部会内における調整や新規雇用により労働力の確保を行います。

また、新規雇用する場合は、新設前に雇用し、必要な研修を行うこととします。

5 3月1日以降の社員の所属については、本人の希望を聴取した上で、引継局及び新局の業務運行が確保されるよう配置していきます。

人事評価については、2月までの取組及び行動を評価して配属先の局長に引き継ぎます。定期評価は、配属先の局長が実施しますが、異動前の取組及び行動を前任局長に確認し、異動前の期間を考慮した上で実施します。

配属先の局へ異動した以降の評価については、本来であれば、定量的評価基準の目標設定が必要となりますが、現在、金融商品全般の積極的なご提案は控えていること、及び2019年度の人事評価において、「定量的評価基準」の評価は一律「○」と評価とすることから、改めて設定する必要はありません（10月24日本社本部間で整理された「かんぽ営業目標の見直し等に伴う2019年度の人事評価の対応」により行います。）。

なお、本人に対してはフィードバック時に丁寧な説明を行います。

6 廃止郵便局の2019年度の営業目標は、2020年3月の1か月分を減算します。

なお、廃止に伴い異動する社員の異動先の郵便局は目標改定の対象とはなりません。

設置局の2020年度営業目標は、現在、

<p>7 本施策の要員措置計画について、対象社員に丁寧に説明し理解・浸透をはかること。</p>	<p>本社において 2020 年度営業目標の在り方を検討している状況であることから、本社からの指示を待って対応します。</p> <p>7 本施策の実施に当たっては、社員の理解、協力が必要不可欠なことから、要員措置計画や移行スケジュール等について、丁寧な説明を行うよう指導します。</p>
---	---

